

2. 研究の詳細

| | | | |
|---|---------------------------|------------------|--|
| プロジェクト名 | 教育委員会との協働による長期欠席の未然防止の徹底化 | | |
| プロジェクト期間 | 平成30年度 | | |
| 申請代表者 (所属講座等) | 中島義実 (教育心理学講座) | 共同研究者 (所属講座等) | |
| <p>① 研究の目的</p> <p>平成26年度より1自治体の教育委員会と協働し、域内の全小中学校において長期欠席の未然防止に取り組んできた一連の研究から、簡単なアンケートと分析シートとからなる未然防止ツールを開発し、ツールの活用冊子の電子版を作成した。その本格的な活用が次の段階の課題であった。</p> <p>他方で当該自治体の長期欠席には大きな特徴があった。西日本新聞2016年1月11日朝刊記事によれば、平成26年度の「長期欠席者」の内訳において、当該自治体では「病気」の割合が45.5%と全国平均の2倍を超えたことが報じられている（もちろん長期療養が必要な疾病を実際に抱えている子どもも存在するであろうが、それだけで全国平均の2倍にもなるとは考えられない）。</p> <p>しかしながら欠席の理由を「病気」とみなすかどうかの大半は、各家庭と各学校との電話でのやりとりによだねられているのが実情であり、診断書等に裏付けられたものはごく一部にとどまる。保護者ないしは子どもが、「体調不良」などを訴えて当日欠席の旨の電話連絡をしてきた時に、その内容を詳細に聞き取る対応（たとえば「熱は測りましたか」「何度でしたか」など）をせず、相手が言ってきたとおりに「体調不良なのだ」と扱ってしまうならば、「病気」による欠席として扱われる。</p> <p>しかし子どもたちは往々にして、背景にある心理的社会的要因等を言語化できず、保護者や教師に「体調不良です」と語る背後に、実はそれら心理的社会的要因等が存在していることが多い。つまり「不登校」として丁寧に対応すべき子どもが、形式的な電話対応によって「病気」として扱われていることが、当該自治体においては特に多く存在していると考えられる。その場合、心理的社会的要因等が解決しないので結果として長期欠席となるが、理由は「病気」のままであり丁寧な指導がなされない。当該自治体における全国との大きな相違の背景にはそのような実態が考えられる。</p> <p>この状況を改善することが当該自治体の長期欠席対策の大きな課題であった。</p> <p>以上2つの課題に取り組むことを目的とした。</p> <p>② 研究の内容</p> <p>①に示した課題への取組として、まず、開発してきた未然防止ツールの活用冊子の利用を促進することとした。</p> <p>また、各学校における「欠席連絡電話」への対応を丁寧にするを徹底化することで、長期欠席になる前に手を打つために、電話対応をマニュアル化して、どの教職員が電話を受けても統一した対応を即座にとれるようにすることとした。</p> <p>さらに、全家庭に登校意識を喚起するリーフレットを配布し、「体調不良」等の背景にあるかもしれない心理的社会的要因に留意して早めの対応を促すこととした。</p> <p>以上の効果として、当該自治体における長期欠席の児童生徒数が減少、中でも「病気」による者が減少すると予想された。</p> <p>③ 研究の方法・進め方</p> <p>採択を得た段階で配分された予算から、電話への対応の徹底化を促進するツールと家庭配布リーフレットについて、作成と配布を断念せざるを得ず、自治体全体で取り組むことができるのは未然防止ツールの活用冊子の本格的活用までとなった。</p> <p>電子ファイル形式にとどまっていた活用冊子を紙媒体として全小中学校に配布し、研修に役立てやすいようにした。そのうえで、長期欠席者数がどのように推移するか、検討することとした。</p> <p>他方で電話への丁寧な対応や家庭の登校意識の喚起までも含めた徹底化の取組の効果研究は、教育委員会の予算で可能な規模の校区に絞って行うこととした。それらの校区において長期欠席者数が減少する</p> | | | |

ことを仮説として、その検証を行うこととした。

④ 実施体制

未然防止ツールの活用冊子の紙媒体版の作成：中島義実

全小中学校への配布：自治体 A 教育委員会

徹底化まで含めた取組：研究モデル校区に指定した 3 中学校区の小中学校

効果の検証：自治体 A 長期欠席対策検討会議における実践報告と検討

自治体 A 教育委員会によるデータ収集

自治体 A 教育委員会と中島義実による分析

⑤ 平成 30 年度実施による研究成果

自治体 A 全体としては取組が限定的なものになったため、数値的成果は得られなかった。

表 1. 自治体 A における長期欠席者出現率の推移(%)

| | | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|-----|---------------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 長期欠席者出現率 | 1.59 | 1.57 | 1.65 |
| | うち「病気」を理由とする者 | 0.72 | 0.64 | 0.95 |
| 中学校 | 長期欠席者出現率 | 5.51 | 5.49 | 5.70 |
| | うち「病気」を理由とする者 | 1.92 | 1.51 | 1.62 |

表 1 に示したように、長期欠席者は小学校で前年度 1.57% のところから 1.65%、中学校で前年度 5.49% のところから 5.70% の出現率となった。小学校、中学校ともに増加している。「病気」を理由とする者も同様に増加している。

紙媒体の冊子を配布して研修を促すだけでは取組として全く不十分であったと言える。

さらに言えば、表 1 の数値が全体として平成 28 年度から 29 年度にかけては減少しているのに対して、30 年度にかけては増加しているのが目につく。

実は平成 29 年度は、当該自治体の長期欠席未然防止ツールが完成し運用が開始された年であり、全中学校の全学年での活用をはじめ、スクールカウンセラーと連携した取組も全体でなされた年度であった。未然防止への意識がそれまでになく自治体 A 全体で高まり、様々な取組が現場でなされた年度だったのである。

また、「病気」を理由とする者の比率が全国より高いことがニュース等で知られた年度でもあり、欠席理由の丁寧な聞き取りへの意識等が高まった結果、その出現率が減った（その分、「不登校」の出現率が増え、丁寧な指導がなされた）。

その成果をもとに更なる「徹底化」のプロジェクトを今回計画したが、予算の関係上、前年度以上に強いインパクトで意識喚起できる取組を自治体全体において行うことができなかった。

結果としてこのような「反動」とも言えるような推移となったことから、長期欠席に対する取組は、予算等に裏打ちされた、よりインパクトを高める手立てを連続的に打ち出さねばならないと考えられる。

特に「病気」を理由とする者の出現率が跳ね上がったことから、家庭からの連絡を丁寧に聞き取るという取組を継続させる具体的な手立ての重要性が明らかとなった。今回は予算の関係上、自治体全体では取組めなかった点である。

さらに言えば、平成 30 年度とは、前年度末に施行された所謂「教育機会確保法」が本格的に運用された年度にあたり、社会全体の中に、「必ずしも学校に行かなくてもよい」という雰囲気広がった年度でもあった。このことの影響は様々なところに様々な形で及んでおり、このことも表 1 の数値の推移に現れていると考えられる。

「教育機会確保法」については、社会全体に対して「必ずしも学校に行かなくてもよい」という意識をもたらした一方で、本来その代替として担保されるべき「教育機会」の実体を保証しているものではない。結局のところ各自治体の行政が地域資源などをどう活用するかなどに委ねられているのが現状である。結

果として今のところ、登校意識の低減にのみはたらいっており、長期欠席対策に対しては端的には大きなブレーキにはなっていない。

したがって今後の長期欠席の未然防止においては、学校、教師、保護者への登校通学意識喚起をより強力に行うとともに、教育機会としてどのような内実のあるものを確保するのか、そして、それらを欠席数の明細の中にどう位置づけるか、ということが大きな課題であり、このことがむしろ先決であるとも言えよう。

当該法の運用の具体化がいまだ手つかずの状態にある中で、ただ子どもたちを登校通学させようとするだけでは、徒労に終わる努力も多くなるのではないかと思われる。

他方で今回の研究においては、経費の都合上自治体全体での取組が限定的なものにならざるを得ないことから、3箇所の中学校区を研究モデル校区として指定して、長期欠席未然防止ツールと活用冊子の利用の徹底、および、電話対応をマニュアル化し、登校意識の喚起も含めて丁寧な対応を行っていったところ、長期欠席者の出現率の推移は表2の通りとなった（小学校のデータは現時点では集計できていない）。

表2. 研究モデル校区における長期欠席者出現率の推移(%)

| | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|--------------|------|------|------|
| 中学校 長期欠席者出現率 | 5.53 | 6.40 | 5.75 |

これらの学校では、平成28年度から29年度にかけては長期欠席者の出現率が増加している。自治体全体では減少した中でのことである。そのような状況を受けて当初立案した徹底化方策を行ったところ、減少傾向へと転ずることができた。

このことから、予算措置が継続的になされ、それに裏打ちされた具体的施策を継続的に、インパクトを加えつつ行うことが、長期欠席者の出現率の減少をもたらすと言えよう。

以上の量的推移であるが、いずれにせよ割合としては僅かなものにとどまり、この期間の数値だけで明瞭な知見が得られたとできるようなものではない。

さらなる介入研究を重ねることではじめて確たることが言えることとなろう。

⑥ 今後の予想される成果

前述の通り、今後、自治体単位で長期欠席を未然防止していく場合、まず、「教育機会確保法」をどのように運用するかを定めることが先決である。そうでないと効果量が吟味できないからである。

自治体として、学校以外での学習をどの程度、出席とみなしうる学習とするのか、質の担保をどのように行うのか、学習実施のチェックをどのように行うのか、このような具体的問題は同法には明示されておらず、自治体が個々に設定していかなければならない。

したがってこれまで行ってきた自治体Aにおける長期欠席対策もこの議論から出発せねばならず、教育行政全体での議論がまずは必要となる。

そのような中ではあるが、研究モデル校区が成果を挙げつつあるように、予算措置を伴う事業として取組むことは状況にある程度改善することも明らかである。

未然防止ツールによって児童生徒の実態を把握し、活用冊子を利用しながら未然防止の指導や欠席の初期対応を行うことが域内で広がっていくならば、長期欠席者の出現をある程度抑制することは可能であろう。

⑦ 研究の今後の展望

自治体Aにおける長期欠席対策の研究は今後も続けられることになっており、前述した「教育機会確保法」への対応を定めていくことが先決ではあるが、その間にも現場において可能な介入は続けねばならない。研究モデル校区のように意識的に未然防止に取り組むことで成果を挙げることが明らかとなっているので、今後はこれをどのように域内に広げていくかである。

特に電話対応を丁寧に行うことの効果を示し、ツールを整備して研修を行うことが重要となろう。

そのための予算措置が必要となるが、研究モデル校区で得られた成果がその根拠となるであろう。

⑧ 主な学会発表及び論文等

平成30年度の発表実績等はない。定量的効果がまだ得られていないこと、そして前述した「教育機会確保法」への対応を自治体Aとともに定めていかないことには、全国に発信するに足る知見は得られないと思われるからである。したがって先決となるのは予算措置の請求と、「教育機会確保法」への対応の具体化を自治体Aと協議していくことである。